

平成 30 年度木津川市保育施設利用調整基準点表

児童氏名 () 生年月日 (平成 年 月 日) 年齢 (歳児)

子ども子育て会議	
資料 7	H30.2.23

■基本点数表

区分	状況	父	母	備考
①外勤	月 160 時間以上	22	22	
	月 120 時間以上	20	20	
	月 80 時間以上	18	18	
	月 64 時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点)	+2	+2	
	就労実績のないもの(内定)	-2	-2	
②自営業	月 160 時間以上	22	22	
	月 120 時間以上	20	20	
	月 80 時間以上	18	18	
	月 64 時間以上	16	16	
	通勤時間1時間以上(加点)	+2	+2	
	自宅内での勤務	-3	-3	
	就労実績のないもの(就労見込)	-2	-2	
③看護・介護	常時寝たきりの介護・看護	16	16	
	上記以外の介護・看護	10	10	
	自宅内での介護・看護(加点)	+6	+6	
④妊娠・出産	妊娠・出産		20	
⑤農業	月 160 時間以上	12	12	
	月 120 時間以上	10	10	
	月 80 時間以上	8	8	
	月 64 時間以上	6	6	
	中心者(加点)	+4	+4	
⑥療養	入院又は常時病臥している	24	24	
	通院	18	18	
⑦障害	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 1 級	24	24	
	その他	18	18	
⑧求職中・起業準備	求職中又は起業準備	2	2	
⑨災害復旧	災害復旧	24	24	
⑩就学	自宅外での就学により保育できない	18	18	
⑪内職	内職(自宅外)	10	10	
	内職(自宅内)	8	8	
⑫不存在等	死亡・離別・行方不明・拘禁・単身赴任	24	24	
⑬その他	虐待・DV	24	24	
	基本点数合計			

■調整点数表

	優先利用	指数	備考
1	ひとり親家庭	18	
2	生活保護受給世帯	6	
3	生計中心者の失業により就労の必要性が高い	6	
4	虐待やDVのおそれがある	20	
5	子どもに障害がある	4	
6	育児休業からの復帰	8	
7	兄弟姉妹が同一施設、事業利用、利用希望	6	
8	小規模保育事業などの卒園児童	10	
9	同居者の親族等の保育が可能	-4	
9	清水保育園の卒園児童	12	
9	認定事由が障害以外の保護者で、基準点に規定する障害者手帳等が交付されている	4	
9	求職中でハローワークの登録証が未提出	-4	
9	一時預かり事業、認可外保育施設等の過去 3 か月平均月 10 日以上の利用実績がある	4	
9	未就学児の兄弟姉妹の申請なし (幼稚園、認定こども園等利用の場合をのぞく)	-4	
9	正当な理由なく保育施設利用内定を辞退したことがある	-8	
9	市内保育園等に勤務している	3	
9	相楽台保育園を 29 年度までに利用しており、新規申請するきょうだいと同じ園へ転園希望	5	
	調整点数合計		

※2・3を重複し加点する運用はしない。

■同一合計点の場合の優先順位

1	虐待・DVのおそれがある世帯		
2	ひとり親世帯		
3	基本点数の高い世帯		
4	調整点数の高い世帯		
5	保育料の滞納がない世帯		
6	災害復旧、疾病、障害、妊娠・出産、外勤、自営業、農業、介護・看護、就学、内職の順		
7	養育している就学前児童の人数が多い世帯		
8	兄弟姉妹が同じ保育園を希望		
9	同居の親族がいない		